

## 第4回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月)午前9時50分から午前10時20分

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、5番 勝見 和彦

6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

(欠席委員 1番 鈴木秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 6号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 議第 14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第 15号 農地法第3条1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 7 議第 16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 8 議第 17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(賃貸借権の設定)

第 9 議第 18号 農用地利用集積計画に対する決定について

第10 議第 19号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について

第14

5. 農業委員会事務局職員

事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也、主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第4回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届けのあった委員は、議席1番鈴木秀男委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ち議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席5番勝見和彦委員、議席6番市川博幸委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より竹田主任並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第6号農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料1ページをご覧ください。報告第4号、令和2年4月27日農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について説明させていただきます。

所有権の移転について4月申し出件数9件田43,379.914㎡、畑62.00㎡。個人への調整決定件数4件田8,577㎡。支援センターへの調整決定件数5件田12,950.00㎡、畑62.00㎡。保留1件田21,851.91㎡。支援センター保有分売り渡し件数1件田8,535.00㎡。所有権移転合計10件田30,062.00㎡、畑62.00㎡。続きまして利用権の設定について4月再設定件数15件田104,862.15㎡、畑1,348.00㎡。4月の申し出件数1件田11,469.00㎡。個人への調整決定件数1件田11,469.00㎡。利用権設定合計16件116,331.15㎡、畑1,348.00㎡。続きまして、利用権の移転について1件田17,070.00㎡です。以上の内容は川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお詳細については、後程の農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第14号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

14ページをご覧ください。議第14号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和2年5月25日提出川西町農業委員会会長名。申請件

数は1件です。番号申請人(貸貸人・賃借人)・所在・契約の内容の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字大光院前5641-7田497.00㎡、5642-1田521.00㎡、田2筆1,018.00㎡。平成27年3月27日から5年間10a賃借料●●円、解約後転用するものです。以上となります。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

15ページをご覧ください。議第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年5月25日提出川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。番号申請人(貸貸人・賃借人)・所在・地積の順で読み上げます。

1番●●、●●大字朴沢字ウルイ沢計田9筆5,889.00㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上今回の申請につきまして、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上となります。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席6市川博幸委員より報告願います。

6番 市川博幸委員

番号1番について、5月17日に推進委員の須貝委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a単価●●円は妥当だと判断します。以上よろしくお

願います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議16号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

16ページをご覧ください。議第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年5月25日提出川西町農業委員会会長名。

申請件数は1件です。番号申請人(賃貸人・賃借人)・所在・地積の順で読み上げます。

1番●●、●●大字玉庭柏の木面3959-1田2, 259.00m<sup>2</sup>経営規模縮小・経営規模拡大です。

以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上となります。

議長 大沼藤一

次にただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について、議席6市川博幸委員より報告願います。

6番 市川博幸委員

番号1番について、5月15日に推進委員の須貝委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。以上よろしくお願います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第17号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(賃貸借件の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

17ページをご覧ください。議第17号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記のものから、農地転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付けられたい。令和2年5月25日提出川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。

番号1申請人賃貸人●●賃借人●●、場所は大字上奥田字東飯坂3008-1、地目田621㎡の内207.95㎡、使用目的は申請地を借り受け、飯坂地区ため池工事の仮設事務所スペースとして一時転用するものです。別添の補足資料3ページをご覧ください。場所は案内図のとおりです。農地区分は農用地区域内となります。5ページをご覧ください。土地利用計画図のとおり申請農地621㎡のうち207.95㎡を使用し、現場事務所等を設置するものです。土地の賃貸借については、契約書で確認しており、農地復元計画書も提出されております。雨水については、地下浸透。造成については、平坦な土地であるため必要ありません。法面については鉄板養生により保護を行います。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に現地調査等の結果について議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

4番 佐々木一宏委員

番号1番について、令和2年5月14日に勝見和彦委員と私そして、事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、上奥田地内にある農用地区域内の田であります。現況は採草地として利用されております。本申請は、申請人が山形県発注の飯坂地区ため池工事のための仮設現場事務所等を設置する一時転用申請です。工事の工期は11月30日とされており、農地復元計画書も提出されております。周辺農地への影響については、平坦な土地であるため造成の必要はなく、近接耕作地までは十分な距離があり、法面も鉄板養生等対策を講じることから、申請書の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第18号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

資料18ページをご覧ください。議第18号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年5月25日提出川西町農業委員会会長名。

19ページから25ページ(整理番号8185番から8210番までを朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、計画のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程10、議第19号農地中間管理機構による農用地の買入の要請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

26ページをご覧ください。議第19号農地中間管理機構による農用地の買入の要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転の申出を下記のとおり受理したので、同法第16条第1項の規定により買入協議の通知をするよう川西町長に要請することの可否を諮るため委員会に付議する。令和2年5月25日提出川西町農業委員会会長名。申請件数については1件です。番号、申請年月日、申出人、場所の順で読み上げさせていただきます。1番、令和2年5月7日、●●、大字下小松字塔ノ越737他15筆、地目に台帳現況とも田21, 851. 91㎡、計1件田16筆21, 851. 91㎡となります。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、申出の内容で川西町長に買入協議の通知をするよう要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、申出の内容のとおり、買入協議の通知をするよう川西町長に要請することといたします。

これをもちまして、第4回川西町農業委員会総会を閉会いたします。